

受付番号 第 号  
2014年6月10日  
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員  
寺町知正 印

#### 一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します  
質問番号3番 答弁者 教育長、市長  
質問事項 学校給食費は公会計に移行を

《質問要旨》 山県市の小中学校の給食はランチルームなどの施設面も含めて整備されている。その給食費は保護者が納めているが、私は、子育て支援、少子化対策、魅力ある街としての若者定住促進などの目的で、自治体がサポートすべきだと考える。

この給食費は、小学校で一人年間4万円以上、中学校で年間4万5千円以上、市全体では約1億円程度の莫大な額になる。

この学校給食費の管理は、自治体によって、「公会計」と「私会計」と二種類がある。自治体が保護者の給食費を合理的にサポートするには、「公会計」であることが必要だ。

「公会計」は、自治体の歳入、歳出の一部として管理する会計システムといえる。

文科省調査（平成24年度）では学校給食費の公会計は、検討中も含めると、45%である。この際、不可欠なことは、自治体単位で進めるしかないことである。私のイメージでいえば、「山県市学校給食特別会計」としての管理、ということになる。

2012年度より公会計化を実施した横浜市は、効果として、保護者に関しては、①給食費の取扱がより明確になり、透明性が高まる。②保護者が指定した金融機関からの引落が可能、としている。学校現場の効果としては、①基本的に、給食費の徴収管理の必要がなくなる。②システム管理による事務負担の軽減による教育時間の確保、を挙げている。

これに対して、「私会計」は、法令上の拘束や担保を受けない、いわば、学校現場の校長の管理する便宜的なシステムといえる。

いずれにしても、給食費徴収の前提となるのは、保護者が児童生徒の入学に当たって、給食の提供と費用負担に同意したことで、「黙示の契約」が成立したという認識が最初にある。保護者のこの契約の相手については、文科省は、校長や教育委員会ではなく、学校の設置者としての市町村長であるとしている。

まず、教育長に問う。

1. **市の現状について** 今の山県市の各学校の集金方法は、口座振替になっているとはいえ、各学校現場が校長の責任の口座に保護者口座から引き落としているもので、法令上の拘束や担保を受けない「私会計」だと私には映る。

年間1億円ものお金が各学校現場任せの状態だ。

現在の市内の集金方法の概要と法的な安定性についての教育長の見解はどのようなか。

**2. 未収金の対応など** 文科省のデータでは、校給食費の欠損分の対処方法は、徴収した学校給食費の範囲内で学校給食を実施、他の予算等から一時補填して対応しているとの回答が多い、という。

他市の例で、どうしても、給食費が集まらないために、自腹を切る職員、給食関係業者に無理をお願いするなどのケースを聞いたことがある。教育長は、この種のことを聞いたことがあるか。

では、山県市内ではそのようなことは発生していないと考えているのか、否か。

現在、市内の学校では、未納者や未納月が発生した場合、どのようにして督促、回収しているのか。最終的に徴収不能の場合どうしているか。その時の職員や業者負担の実態はどのようなか。

**3. 法的な安定性** 現在の市の集金実態で、会計上の不正があった場合、公的補償は受けられるのか。会計上の不正についての原因者に対し、自ら補償させるための強制力のある措置や処分は法令上可能なのか。

**4. 事務の合理化** 公会計にすれば、現在、各学校で職員が行っている事務が教育委員会事務局に一本化するから、市全体としての業務量が軽減すると考えるがどうか。

**5. 他のメリット、デメリット** その他、現在の山県市の徴収システムのメリット、デメリット、公会計化したときのメリット、デメリットはどのようなか。

**6. 「公会計」システムへ移行を** 総合的に考えたとき、小中学校の学校給食費の管理について、「公会計」システムへ移行すべきだと私は考える。今後どうしていくのか。

**7. 公費による未納者対応の促進を** 最後に市長に問う。

未納者の過半は家庭の経済的な事情による。文科省は給食における契約は保護者と市長の関係だという。生活保護、就学援助の基準以上に家庭の事情を考慮した弾力的な給食費免除等の対応、すなわち、市の公費による未納者対応を促進すべきではないか。

そのためにも「公会計」システム、「学校給食特別会計」への移行が必要ではないか。

以上

※（参照）

「学校給食費の公会計化を目指す人のためのQ&A」（教育行財政研究所 中村文夫）  
ほか、文科省各種文書